

平成28年2月10日
独立行政法人農畜産業振興機構

養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の養豚補填金について

【平成27年度第1～3四半期】

平成27年度第1～3四半期（平成27年4月から12月まで）に販売された事業対象肉豚に適用する養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の（7）のアの（ア）の養豚補填金（注）については、平均粗収益が平均生産コストを上回ったことから交付しません。

（参考）養豚経営安定対策事業実施要綱 第4の2の（7）のエ養豚補填金の交付

機構は、（4）のイの（ア）に基づき養豚補填金の交付対象となる全ての期間の生産者負担金を納付した養豚事業者に対し、当該交付対象期間中に販売された事業対象肉豚であって、生産者負担金が納付されたものの頭数に養豚補填金単価（養豚補填金単価の公表より前に見込単価による概算払を希望する養豚事業者に対して養豚補填金を交付する場合は見込単価）を乗じて得た額の養豚補填金を交付するものとする。

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課

担当：植田、長山

電話：03-3583-1150

補填金単価
(確定)

養豚経営安定対策事業 補填金単価算定基礎
【平成27年度第1～3四半期】

(単位：円／頭)

平均粗収益	(A)	38,572
平均生産コスト	(B)	34,853
差額	(C) = (A) - (B)	3,719
補填金単価	(C) × 0.8 (注)	(A) > (B) 補填なし

注：平成26年度第1四半期分から、消費税抜きで算定しています。

区 分		平成27年度第1～3四半期 (27年4月～27年12月)
平均粗収益	(A) = ①+②	38,572
主産物価格	① = a × b	37,798
平均枝肉価格(円/kg)	a	498
平均枝肉重量(kg)	b	75.9
副産物価額	②	774
平均生産コスト	(B) = ⑤+⑥+⑦+⑧	34,853
物財費	③	28,574
飼料費		21,842
流通飼料費		21,841
麦類		14
とうもろこし		159
配合飼料		19,633
脱脂乳・人工乳		1,558
その他		477
牧草・放牧・採草費		1
敷料費		136
光熱水料及び動力費		1,335
その他の諸材料費		67
獣医師料及び医薬品費		1,816
賃貸料及び料金		302
建物費		1,194
自動車費		229
農機具費		516
物件税及び公課諸負担		179
生産管理費		114
種付料		105
もと畜費		24
繁殖めす豚費		614
種おす豚費		101
労働費	④	4,024
家族		3,111
費用合計	⑤ = ③ + ④	32,598
支払利子	⑥	114
支払地代	⑦	11
と畜経費	⑧	2,130
参考	自己資本利子	550
	自作地地代	126

(参考) 養豚経営安定対策事業 補填金単価の算定方法について

1 平均粗収益（主産物価格と副産物価額の合計）

（１）主産物価格

28 市場（10 中央卸売市場＋18 指定市場）の並以上の平均枝肉価格（円／kg）に並以上の平均枝肉重量を乗じて得た額とします。

（２）副産物価額

農林水産省の「肥育豚生産費調査」の「副産物価額（販売されたきゅう肥、子豚、繁殖雌豚、種雄豚等）」の額（内臓・原皮代は含まない。）とします。

2 平均生産コスト（物財費等、労働費、と畜経費の合計）

（１）物財費等、労働費

農林水産省の「肥育豚生産費調査」の「費用合計（物財費（飼料費、光熱水道費、獣医師料及び医薬品費等）及び労働費）」、「支払利子」及び「支払地代」の額とします。費用合計の費目のうち、農林水産省「農業物価指数」の調査対象となっている費目については、肥育期間（7 か月）の価格に物価修正します。

（２）と畜経費

28 市場のと畜経費（と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料（1 日分相当）及び格付料）を各市場における並以上に格付けされた豚枝肉の総取引頭数で加重平均して得た額とします。

注：平均粗収益及び平均生産コストの計算に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、平成 26 年度第 1 四半期からその消費税及び地方消費税を控除した額を用いるものとします。